

**低炭素建築物新築等計画認定申請手数料  
(適合証がある場合)**

内容	法第53条第1項(認定申請)	法第55条第1項(変更申請)
一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	4,700	3,300
<b>共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)</b>		
<b>一の住戸ごとの申請の場合</b>	<b>戸</b>	<b>戸</b>
申請戸数が1のもの	4,700	3,300
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	9,400	6,600
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	16,000	11,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	27,000	19,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	45,000	32,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	82,000	58,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	131,000	93,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	170,000	122,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が301以上のもの	185,000	134,000
<b>一の建築物の申請の場合</b>		
<b>住戸の部分</b>	<b>戸</b>	<b>戸</b>
建築物の総戸数が1のもの	4,700	3,300
建築物の総戸数が2以上5以下のもの	9,400	6,600
建築物の総戸数が6以上10以下のもの	16,000	11,000
建築物の総戸数が11以上25以下のもの	27,000	19,000
建築物の総戸数が26以上50以下のもの	45,000	32,000
建築物の総戸数が51以上100以下のもの	82,000	58,000
建築物の総戸数が101以上200以下のもの	131,000	93,000
建築物の総戸数が201以上300以下のもの	170,000	122,000
建築物の総戸数が301以上のもの	185,000	134,000
<b>共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段ほか)</b>	<b>㎡</b>	<b>㎡</b>
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300	6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000	11,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000	18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000	56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000	88,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000	112,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000	140,000
<b>非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分)</b>	<b>㎡</b>	<b>㎡</b>
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300	6,500
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000	11,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000	18,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000	56,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000	88,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000	112,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000	140,000
<b>その他の建築物</b>	<b>㎡</b>	<b>㎡</b>
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	9,300	6,500
建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000	11,000
建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000	18,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000	56,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000	88,000
建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000	112,000
建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	200,000	140,000

**低炭素建築物新築等計画認定申請手数料  
(適合証がない場合)**

内容	法第53条第1項(認定申請)	法第55条第1項(変更申請)
一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	35,000	18,000
<b>共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅)</b>		
<b>一の住戸ごとの申請の場合</b>	<b>戸</b>	<b>戸</b>
申請戸数が1のもの	35,000	18,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が2以上5以下のもの	69,000	37,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が6以上10以下のもの	97,000	52,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が11以上25以下のもの	137,000	74,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が26以上50以下のもの	197,000	108,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が51以上100以下のもの	283,000	159,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が101以上200以下のもの	385,000	221,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が201以上300以下のもの	508,000	291,000
一の共同住宅のうち同時に申請する戸数が301以上のもの	600,000	342,000
<b>一の建築物の申請の場合</b>		
<b>住戸の部分</b>	<b>戸</b>	<b>戸</b>
建築物の総戸数が1のもの	35,000	18,000
建築物の総戸数が2以上5以下のもの	69,000	37,000
建築物の総戸数が6以上10以下のもの	97,000	52,000
建築物の総戸数が11以上25以下のもの	137,000	74,000
建築物の総戸数が26以上50以下のもの	197,000	108,000
建築物の総戸数が51以上100以下のもの	283,000	159,000
建築物の総戸数が101以上200以下のもの	385,000	221,000
建築物の総戸数が201以上300以下のもの	508,000	291,000
建築物の総戸数が301以上のもの	600,000	342,000
<b>共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段ほか)</b>	<b>㎡</b>	<b>㎡</b>
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	109,000	57,000
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000	72,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	180,000	96,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	280,000	156,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	359,000	205,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	429,000	247,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	500,000	290,000
<b>非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分)</b>	<b>㎡</b>	<b>㎡</b>
当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	242,000	123,000
当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000	154,000
当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000	198,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000	290,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000	361,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000	427,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	900,000	491,000
<b>その他の建築物</b>	<b>㎡</b>	<b>㎡</b>
建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	242,000	123,000
建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000	154,000
建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000	198,000
建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000	290,000
建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000	361,000
建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000	427,000
建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	900,000	491,000

**備考**

- 共同住宅等の1の建築物の申請の場合の事務手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。  
ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。
- 共同住宅等の住戸ごとの申請と1の建築物の申請を同時にする場合の事務手数料の額は、1の建築物の申請の場合により算出した額とする。